

II

行なわれた。集計の種類は大別して、人口概数、人口確定数、基本集計、従業地・通学地集計、1％抽出集計、20％抽出集計および人口移動詳細集計からなる。人口概数は、市町村要計表にもとづき、また、人口確定数は調査票にもとづいて算出され、すでに公表された。また人口移動詳細集計を除くその他の集計は、すべて調査個票を光学式読取装置によって磁気テープに読み取り、電子計算機を用いて集計する。

基本集計および従業地・通学地集計は、全数集計（ただし、一部の事項については抽出集計）の方法により行ない、1％抽出集計、20％抽出集計および人口移動詳細集計は抽出集計の方法により行なう。

1　人口概数

昭和45年国勢調査による最初の結果数字として、市町村で作成した要計表にもとづいて算出した沖縄市町村別の男女別人口および世帯数を昭和45年11月30日に公表し、12月16日に「昭和45年国勢調査沖縄・市町村別人口概数」として刊行した。

2　人口確定数

人口確定数は、調査票の記入にもとづいて、沖縄市町村別に集計した。人口確定数の結果は、昭和46年4月に公報に告示し、さらにこれを報告書にまとめ、昭和46年5月に「昭和45年国勢調査沖縄・市町村別人口（確定数）」として刊行した。

3　基本集計

基本集計は、昭和45年国勢調査において調査された人口および世帯の属性に関する結果のうち、最も基本的な集計結果をまとめて表章したものである。基本集計の結果は、沖縄・市町村および国勢統計区別に、ほぼ同じ様式で表章されるが、国勢調査調査区別には簡略化した結果表が作成される。基本集計の結果のうち、沖縄・市町村別の結果は「昭和45年国勢調査報告沖縄編」に含まれている。

なお、国勢統計区・調査区別の集計結果については結果プリント等をもって公表する。

総理府統計局においては、各都道府県に関する基本集計の結果を「昭和45年国勢調査報告第3巻都道府県・市区町村編」として刊行するが、全都道府県の基本集計の完了後、日本全国についての結果（沖縄を含んだ全国も参考として掲載する。）を昭和47年12月までに、「昭和45年国勢調査報告第2巻全国編」として、また、国勢統計区別結果を沖縄分も含めて昭和48年3月までに「昭和45年国勢調査報告第4巻国勢統計区編」として刊行する予定である。

4　従業地・通学地集計

(16) 従業地または通学地

(17) 従業地・通学地までの利用交通手段

(世帯について調査した事項)

(18) 世帯の種類

(19) 住居の種類

(20) 世帯が使用する居住室数

(21) 世帯の使用する居住室の畳数

(22) 家計の収入の種類

調査の方法

調査は、企画局統計庁を主管部局とし、行政主席一市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって昭和45年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、一般に1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は4,617である。

昭和45年国勢調査の実施のため、行政主席により4,617人の国勢調査員が任命され、また、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などのために、同じく行政主席により297人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は原則として1人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区内を巡回し、世帯名簿および調査区要図を作成し、あわせて調査対象のは握と各世帯への調査票の配布の仕事を行ない、10月1日から5日までの間に、調査世帯を再度訪問して調査票の取集とその内容の検査の仕事を行なった。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に6人記入できる連記票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者が、その世帯員および世帯について、前述の調査事項のうち**(18)世帯の種類**を除く事項を調査票に記入して申告し、**(18)世帯の種類**は国勢調査員が、世帯主または世帯の代表者に質問して記入する方式によった。

国勢調査員は、調査票の取集および検査の後、調査票の内容にもとづいて調査事項の全事項（ただし、**(10)従前の常住地**の一部を除く。）を調査個票に転記した。調査個票は直接集計に用いるための2人連記のカードである。

なお、矯正施設地域の調査は、国勢調査特別調査票（矯正施設地域用）を用いて行なわれた。特別調査票は4人連記のカードで、これも調査個票と同様に直接集計に用いられた。

集計および結果の公表

集計は、人口概数を除いてすべて総理府統計局において

昭和45年国勢調査の概要

調査の時期

昭和45年国勢調査は、昭和45年（1970年）10月1日午前零時（以下、調査時という。）現在によって行なわれた。

調査の根拠法令

昭和45年国勢調査は、統計法（1954年立法第43号）第5条の規定にもとづいて行なわれ、つぎの関係告示・規則および訓令が制定された。

指定統計第20号・昭和45年国勢調査としての指定の告示（1970年8月14日告示第276号）

昭和45年国勢調査の実施に関する告示（1970年8月14日告示第277号）

昭和45年国勢調査規則（1970年8月14日規則第121号）

昭和45年国勢調査施行心得（1970年8月14日訓令第24号）

調査の地域

昭和45年国勢調査は調査の時期に琉球列島（琉球政府章典「1952年布令第68号」第1条に規定された地域をいう。）全域において行なわれた。この範囲は、旧沖縄県に相当するもので、つぎの諸点を順次むすぶ線によって囲まれた地理的境界内の諸島、小島、環礁および岩環ならびに領海をいう。

北緯	28度	東経	124度40分
北緯	24度	東経	122度00分
北緯	24度	東経	133度00分
北緯	27度	東経	131度50分
北緯	27度	東経	128度18分
北緯	28度	東経	128度18分

調査の対象

昭和45年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査した。しかし、つぎの人口については、それぞれつぎに述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

1　学校教育法（1958年立法第3号）第1条に掲げる学校または同法第85条の各種学校在学している人については、通学のために宿泊している場所（たとえば、自宅、下宿先、寄宿先等）で調査した。

2　病院または診療所に入院している人は、入院してからすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。

3　船舶に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、その場所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。

4　刑務所、少年院、または拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者および受刑者ならびに少年院の在院者は、その刑務所、拘置所または少年院で調査した。

5　3か月以上にわたって住んでいるところまたは住もうと思っているところがない人は、調査時にその人がいた場所で調査した。

上の定義によって沖縄内に常住している人は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、とくにつぎの人は調査から除外した。

- 沖縄内に駐在する米国民政府および米国領事館に勤務する外国人の職員（その家族を含む。）
- 沖縄内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族

調査の事項

昭和45年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査した。

（個人について調査した事項）

(1) 氏名

(2) 世帯主との続き柄

(3) 男女の別

(4) 出生の年月

(5) 国籍

(6) 配偶の関係

(7) 結婚年数

(8) 出生児数

(9) 現住居への入居時期

(10) 従前の常住地

(11) 教育

(12) 就業状態

(13) 従業上の地位

(14) 所属の事業所の名称および事業の種類（産業）

(15) 仕事の種類（職業）

III

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動、すなわち人がその住居からその働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態を明らかにするためのもので、これによって各市町村の「昼間人口」が算出される。従業地・通学地集計の結果は、総理府統計局において昭和47年10月末日までに、沖縄に関する結果を含めて、「昭和45年国勢調査報告第6巻通勤・通学集計結果」として刊行する予定である。

5 1%抽出集計

1%抽出集計は、昭和45年国勢調査による沖縄および沖縄を含んだ日本全国の結果の早期利用を図るため、国勢調査調査票のなかから一定の方法により100分の1を抽出し、それについて基本的事項を集計したものである。1%抽出集計の結果は総理府統計局において昭和46年10月末日までに、沖縄に関する結果を含めて、「昭和45年国勢調査速報シリーズ全国都道府県別結果速報」として刊行する。

6 20%抽出集計

20%抽出集計は、基本集計結果を補充するために、より詳細な沖縄および沖縄を含んだ日本全国の集計を行なうもので、一定の方法により国勢調査調査票のなかから5分の1を抽出し、集計するものである。20%抽出集計の結果は、昭和48年10月末日までに、沖縄に関する結果を含めて、「昭和45年国勢調査報告第5巻詳細集計結果」として総理府統計局において刊行する予定である。

7 人口移動詳細集計

人口移動詳細集計は、人口の移動、すなわち常住地の移動の実態の詳細を明らかにするために、沖縄を含む全国・都道府県および市町村別に行なわれる。人口移動詳細集計の結果は、昭和48年12月末日までに、「昭和45年国勢調査報告第7巻人口移動集計結果」として、総理府統計局において刊行する予定である。

8 その他の刊行予定

上記の昭和45年国勢調査報告、速報のほか、結果の増減率、構成比等を収録した報告書を「沖縄の人口」として刊行する予定である。なお、市区町村別人口分布・市区町村別人口密度等を示す「人口地図シリーズ」のほか、人口集中地区の人口および境界図を収録した「昭和45年国勢調査報告別巻 わが国の人口集中地区」を沖縄も含めて総理府統計局において刊行する予定である。

20%抽出集計方法および推計値の精度

この報告書に収めた結果表は、調査世帯の全数について集計したものであるが、そのうち産業分類（中・小分類）

および職業分類（大・中・小分類）に関する統計表、すなわち、第15表から第22表までは全調査世帯のうち20%を抽出集計して得た結果である。標本の抽出方法、結果の推計方法および推計結果の標本誤差は以下に示すとおりである。

1 標本の抽出方法

抽出方法は世帯を単位とする20%系統抽出で、世帯名簿の3行目、8行目、13行目、18行目……に記入された世帯を抽出した。ただし、世帯人員30人以上の準世帯（寄宿舎、独身寮などの入寮者の世帯）については、標本誤差をできるだけ小さくするため、世帯を抽出単位とせず、調査個票（2人連記）を単位とし、通し番号の末尾が3あるいは8の調査個票を抽出した。

2 結果の推計方法

結果の推計は、上述の抽出方法による集計結果を単純に5倍する方法によった。

3 推計結果の標本誤差

20%抽出集計による結果数字は標本誤差を含んでおり、全数集計によって得られる結果数字とはかならずしも一致しない。

この標本誤差の大きさを例示すれば、表1のとおりである。この表の標本誤差率は、推計数字の標準偏差を推計数字自体で割った値であって、全数集計すれば得られるはずの値の存在範囲を示す目安となるものである。

すなわち、推計数字を中心として、その前後にその標本誤差率に推計数字の大きさを掛けた値だけの幅の区間をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが約3分の2の確率で期待され、その2倍の幅の区間をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが約20分の19の確率で期待される。たとえばこの報告書中第15表から第22表までにおける10万という結果数字は、真の値が、10万±10万×0.0071すなわち、10万710～9万9290の間にあることが、確率3分の2で期待され、10万±10万×0.0071×2すなわち10万1,420～9万8,580の間にあることが確率20分の19で期待されるということを示す。この表にも明らかなように標本誤差率は推計数字の大きいものほど小さく、推計数字の小さいものほど大きい。

この表によって推計数字の標本誤差率は後述〔注〕の方法で算出した近似値である。このため、推計数字の大きさが総人口の2割以上である場合は、表1の標本誤差率は過大評価となっているので表1から得られる標本誤差率に

$\sqrt{1-p}$ （Pは推計数字と総人口との比）を乗じて用いられたい。

表1 推計数字の大きさに対する標本誤差

推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率
90 000 000	0.00024	900 000	0.0024	9 000	0.024
80 000 000	0.00025	800 000	0.0025	8 000	0.025
70 000 000	0.00027	700 000	0.0027	7 000	0.027
60 000 000	0.00029	600 000	0.0029	6 000	0.029
50 000 000	0.00032	500 000	0.0032	5 000	0.032
40 000 000	0.00035	400 000	0.0035	4 000	0.035
30 000 000	0.00041	300 000	0.0041	3 000	0.041
20 000 000	0.00050	200 000	0.0050	2 000	0.050
15 000 000	0.00058	150 000	0.0058	1 500	0.058
10 000 000	0.00071	100 000	0.0071	1 000	0.071
9 000 000	0.00075	90 000	0.0075	900	0.075
8 000 000	0.00079	80 000	0.0079	800	0.079
7 000 000	0.00085	70 000	0.0085	700	0.085
6 000 000	0.00091	60 000	0.0091	600	0.091
5 000 000	0.00099	50 000	0.0099	500	0.099
4 000 000	0.00112	40 000	0.0112	400	0.112
3 000 000	0.00129	30 000	0.0129	300	0.129
2 000 000	0.00158	20 000	0.0158	200	0.158
1 500 000	0.00183	1 500 000	0.0183	150	0.183
1 000 000	0.00224	1 000 000	0.0224	100	0.224

用語の解説

人口

昭和45年国勢調査における人口は、「常住人口」である。常住人口の定義については「調査の対象」（I ページ）参照。

面積

この報告書に掲載した沖縄および市町村別面積は、法務局土地調査庁の資料（昭和33年7月）によった。ただし、人口集中地区の面積は、総理府統計局で測定したものである。

年齢

年齢は、昭和45年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和45年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届け出のいかんにかかわらず、実際の状態により、つぎのように区分した。したがって、たとえば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在、妻または夫のある人

死別—妻または夫と死別して独身の人

IV

〔注〕前掲の「表1推計数字の大きさに対する標本誤差」の標本誤差率は、抽出および推計方法が「集計単位の単純任意抽出による結果を5倍する」方法であるとし、かつ推計数字の大きさが総人口に比して小さいとして計算した値である。

すなわち、推計数字の大きさAに対してその標本誤差率Bを、

$$B = 1 / \sqrt{\frac{A}{N}}$$

として計算した値である。これは

$$B = \frac{N \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}}{Np} = \frac{\sqrt{1-p}}{\sqrt{np}} = \frac{\sqrt{1-p}}{\sqrt{\frac{A}{N}}}$$

で $\sqrt{1-p}$ は1としたものであるから、Pの値があまり小さくない場合には、前記の補正が必要になる。

(N：総人口、n：標本人口)

離別—妻または夫と離別して独身の人

国籍

二つ以上の国籍をもつ人については、つぎのように取り扱った。

- 1 日本と外国の国籍をもつ人——日本国籍とした。
- 2 二つ以上の外国国籍をもつ人——調査票の国名欄の最初に記入された国名によった。

入居時期・前住地

入居時期とは、現住居に入居した時期のことをいい、つぎのように五つに区分した。

「出生時から」、「昭和34年以前」、「昭和35年～39年」、「昭和40年1月～昭和44年9月」、「昭和44年10月以降」

前住地とは、現住居に入居する直前の常住地をいい、「入居時期」が昭和40年1月以降の人についてのみ調査し、つぎの四つに区分した。

- 自市町村内—調査時における常住地と同じ市町村の場合
- 県内他市町村—同じ都道府県内の他の市町村の場合
- 他都道府県—他の都道府県の場合
- 国外—日本以外の場合

「入居時期・前住地」は人の常住地の移動を明らかにす

ることを目的としている。したがって、たとえば、現在の家に住みはじめてから、途中で3か月以上にわたる長期の不在期間がある場合は、不在後、家に帰ってきた時期を入居時期とした。また、病院で生まれて現在の家に引き続き住んでいる場合は、「出生時から」とした。住居不定者のように定った居住場所がない場合には、「入居時期」および「前住地」は、それぞれ「昭和44年10月以降」および「自市町村内」とした。

教育

1 在学か否かの別

現在、学校に在学しているか否かによって、「在学者」、「卒業者」および「未就学者」に区分した。

在学者—現在、在学中の人

卒業者—学校を卒業して、現在、在学していない人

未就学者—在学したことのない人あるいは小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校および養護学校など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）およびこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧を問わない。予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校などの各種学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

表2 在学学校および最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	在学学校の種類	おもな学校の種類
小 学	小 学 校	小学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部
		国民学校初等科 尋常小学校
高 小		国民学校高等科 高等小学校 通信講習所普通科
新 中	中 学 校	中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の中学部
青 学		青年学校本科・普通科・実業補習学校
旧 中		旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校（予科・一部・二部） 鉄道教習所（中等部・普通部）、通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種予科練
		新制の高等学校・准看護婦養成所・盲学校・ろう学校・養護学校の高等部
短大・高専	短大・高専	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所
		旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 師範学校本科 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大 学	大 学	新制の大学 大学院 防衛大学校 海上保安大学校本科 航空大学校 水産大学校 国立工業教員養成所
		旧制の大学

2 在学学校・最終卒業学校の種類および未就学者の区分

在学者および卒業者は、それぞれ在学している学校および最終卒業学校の種類により区分した。中途退学をした人の最終卒業学校は、その前の卒業学校とした。各区分に相当するおもな学校は、表2に示すとおりである。未就学者は幼稚園（保育園を含まない。）に在学しているか否かにより、「幼稚園」と「その他」とに区分した。

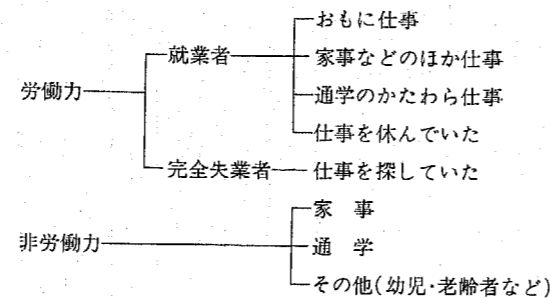
既婚日本人女子・出生児数

既婚日本人女子とは、日本国籍をもつ女子のうち、現在、結婚している女子およびいままでに結婚したことのある女子、すなわち、配偶の関係が「有配偶」、「死別」または「離別」の女子のことをいう。

出生児数とは、既婚日本人女子が実際に生んだ子供の数をいう。なお、出生後死んだ子供の数は含むが、死産・流産あるいは養子の場合には含まない。

労働力状態

昭和45年国勢調査調査票では、昭和45年9月24日から30日までの1週間（以下、調査週間という。）の事実にもとづいて、「仕事をしたかどうかの別」を下の右側のように区分して質問した。この報告書では、これをさらにその左側の区分に集約して結果も掲載した。



上に示した各区分のおもなものを解説すると、つぎのとおりである。

- 就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事をもっているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、つぎのいずれかにあたる場合をいう。
- 勤め先のある人で、休みはじめてから30日以上にならない場合、または30日以上になる場合でも、調査週間中、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人
 - 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人

したがって、会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が家業の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事にすることが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

上述の就業者と、完全失業者とを合わせて労働力とした。非労働力—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事にすることが不可能であるか、または、仕事を積極的に探さなかった人をいう。

従業上の地位

昭和45年国勢調査では、就業者について、従業上の地位を、調査週間中その人の働いていた事業所における地位によって、つぎのように区分した。なお、この報告書では、従業上の地位を3区分にしている場合があるが、その場合には「役員」を「雇用者」に含め、「雇人のある業主」と「雇人のいない業主」はまとめて「自営業主」とした。

雇用者—会社員、工具、公務員、団体職員、個人商店の雇用人、家事使用人、臨時雇いなど、会社、団体、個人や官公庁に雇用されている人をいい、前回国勢調査での「公民雇」と「軍雇」を合わせたものである。

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などの役員をいう。

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医、弁護士などの自由業者で、雇人がいる場合をいう。

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦、行商人などで個人または家族とだけで事業を営んでいる人および家庭で賃仕事（家庭内職）をしている人をいう。

家族従業者—農家やその他の個人企業などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類（調査週間中仕事を休んでいた人については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって、その分類項目を定めた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号第2条の規定にもとづき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改正した昭和42年5月行政管理庁告示第38号）をもととし、これを国勢調査に適合するよう集約または細分して編成したものである。

産業分類は14項目の大分類、46項目の中分類、173項目の小分類（昭和40年（1965年）臨時国勢調査では、大分類は13項目、中分類は45項目、小分類はなし）からなっている。

昭和45年国勢調査と前回（1965年臨時国勢調査）の産業分類のおもな相違点はつぎのとおりである。

- 前回は大・中分類について表章したが、今回は小分類についても結果数字を表章した。
- 前回は中分類項目であった「不動産業」を今回は大分類項目とした。
- 前回は中分類項目「通信業」（大分類は運輸、通信業）に属していた「放送業」を、今回は、大分類項目「Lサービス業」の中の「(139)放送業」とした。
- 前回にはあったが、今回はなく、結果数字が表章されない分類項目はつぎの3項目である。

今回表章されない分類項目	左の項目が属する今回の分類	
	小 分 類	中分類
パインアップル缶詰製造業	15 かん詰・びん詰食品製造業	(6)
砂糖製造業	21 その他の食料品製造業	(6)
駐留軍	170 在日外国公務	(44)

(5) 前回の中分類項目「小売業」は今回は、さらに「(26)百貨店」～「(31)その他の小売業」の6項目に区分されている。

(6) 前回の中分類項目「飲料製造業」は今回は小分類項目「19飲料製造業」として表章されている。

(7) 前回と今回とで分類項目が異なる産業があるが、

これのおもなものはつぎのページの表に示すとおりである。なお、分類項目の詳しい内容については、総理府統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

○昭和45年国勢調査産業分類、分類項目名、説明および内容例示（昭和45年9月刊）

○昭和45年国勢調査に用いる産業分類・職業分類（昭和45年6月刊）

産 業	前回の(中)分類項目	今回の分類項目	
		中 分 類	小分類番号
獣 医 業	医療、保健業	(1) 農 業	2
鏡縁、額縁製造業	木材、木製品製造業 (家具を除く)	(10) 家具、装備品 製造業	36
活字製造業	機械製造業	(12) 出版、印刷、 同関連産業	43
毛皮製造業	その他の製造業	(16) なめしかわ、同 製品、毛皮製造業	57
金属熱処理業	鉄鋼業、非鉄金属 製造業	(19) 金属製品 製造業	65
船用機関製造業	機械製造業	(22) 輸送用機械 器具製造業	75
計量ポンプ 製造業	機械製造業	(23) 精密機械器 具製造業	84
自動車小売業	卸 売 業	(31) その他の 小売業	112
ガソリン スタンド	卸 売 業	(31) その他の 小売業	114
貸 問 業	対個人サービス業	(33) 不動産業	121
娯楽用物品賃貸業	対個人サービス業	(38) 娯楽業	146
貸自動車業	対個人サービス業または 対事業所サービス業	(40) 修理業	148
清 掃 業	その他のサービス業	(42) 医療、保健、 清掃業	157
土地家屋調査士 不動産鑑定業	不動産業	(44) その他の サービス業	164
社会保険事務所 福祉事務所	公 務	(44) その他の サービス業	166

職業

職業は、就業者について、調査週間中その人が働いていた事業所において、実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類）によってその分類項目を定めた。調査週間中、二つ以上の仕事に従事した場合には、おもな仕事の種類による。

職業分類は、行政管理庁編「日本標準職業分類」ならびに「国際標準職業分類」などを参考にして、昭和45年国勢調査のためにとくに作成されたものであり、11項目の大分類、52項目の中分類および 286の小分類（昭和40年（1965年）臨時国勢調査では、大分類は11項目、中分類は41項目、小分類はなし）からなっている。

昭和45年国勢調査と前回（1965年臨時国勢調査）の職業分類のおもな相違点はつぎのとおりである。

- （1） 前回は大・中分類について表章したが、今回は小分類についても結果数字を表章した。
- （2） 前回の中分類「芸術家、芸能家」および「金属加

工および機械組立修理従事者」は今回ではそれぞれ中分類項目「(19) 美術家、デザイナー、写真師」、「(10) 音楽家、舞台芸術家、職業スポーツ家」および「(28) 金属加工業者」、「(29) 一般機械組立・修理業者」の 2項目に区分されている。

(3) 前回と今回とで分類項目が異なる職業があるが、これのおもなものはつぎのとおりである。

職 業	前回の中分類項目	今回の分類項目	
		中 分 類	小分類番号
職業スポーツ家	その他のサービス 職業従事者	(10) 音楽家、舞台芸術家、 職業スポーツ家	40
獣 医 師	医療保健技術者	(11) その他の専門的・ 技術的職業従事者	41
郵便、通信事務員	その他の事務従事者	(15) 一般事務従事者	55
メーター検針員	一般事務従事者	(16) 外勤事務従事者	57
せん孔機等 操作員	一般事務従事者	(17) その他の事務 従事者	60
電子計算機等 操作員	一般事務従事者	(17) その他の事務 従事者	61
再生资源回収	その他の販売および 類似職業従事者	(18) 商品販売従事者	67
外 交 員 (保険を除く)	商品販売従事者	(19) 販売類似 職業従事者	69
航空機運転 従事者	その他の 運輸従事者	(24) 船舶・航空機 運転従事者	100
動植物油脂 製造工	化学製品製造 従事者	(41) 食料品 製造業者	213
大工、道路工夫	他に分類されない 単純労働者	(43) 建設業者	226
鉄道線路工夫	他に分類されない 単純労働者	(43) 建設業者	227
包 装 工	他に分類されない 単純労働者	(46) その他の技能 工、生産工程業者	251

分類項目の詳しい内容については、総務省統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

○昭和45年国勢調査に用いる職業分類、分類項目名、説明および内容例示（昭和45年9月刊）

○昭和45年国勢調査に用いる産業分類・職業分類の解説（昭和45年6月刊）

社会経済分類

社会経済分類は、人口を社会的、経済的特性によって区分するために今回はじめて設けられた分類である。この分類は全人口について労働力状態および年齢を、また、就業者について職業および従業上の地位を考慮して作成されたもので、その内容は表3に示すとおりである。

表3 社会経済分類の内容

社会経済分類	労働力状態	職 業 分 類 注1)	従 業 上 の 地 位
1. 農 林 漁 業 者	就業者	E, F 農林・漁業業者 (80を除く)	役員、雇入のある業主、雇入のない業主、家族従業者
2. 農林漁業雇用者	同 上	同 上	雇用者
3. 会社団体役員	同 上	(13) 会社・団体の役員	役 員
4. 商 店 主	同 上	62小売店主, 63卸売店主, 64飲食店主	役員、雇入のある業主、雇入のない業主
5. 工 場 主	同 上	I 技能工、生産工程業者および単純労働者 (47他に分類されない単純労働者, 44) 設置機関・建設機械運転業者, (45) 電気業者, 159, 170, 171, 172, 173, 174, 218, 219, 220, 221, 222, 226, 227, 228, 240, 242, 245, 249, 250, 251, 252を除く)	役員、雇入のある業主
6. サービスその他の 事業主	同 上	他の社会経済分類のいずれにも該当しない職業分類項目	雇用者、役員、雇入のある業主、雇入のない業主、家族従業者
7. 専門職業者	同 上	(1) 科学研究者, (5) 公認会計士, 13 医師, 14 歯科医師, 15 薬剤師, 22 裁判官等, 29 大学教員, 41 獣医師	同 上
8. 技 術 者	同 上	(2) 技術者, (3) 医療保健技術者 (13, 14, 15を除く), 98 船長等, 100 航空操縦士等	同 上
9. 教 員・宗教家	同 上	(6) 教員 (29を除く) (7) 宗教家, 42 保育, 43 社会福祉事業専門職員, 44 個人教師	同 上
10. 文筆家・芸術家 芸能家	同 上	(9) 美術家等, (10) 音楽家等, 33 文芸家等, 45 他に分類されない専門的職業従事者	同 上
11. 管 理 職	同 上	(12) 管理的公務員, (14) その他の管理職業従事者	雇用者、家族従業者
12. 事 務 職	同 上	C 事務従事者 (56を除く), 23 その他の法務従事者, 34 記者等, 101 車掌	雇用者、役員、雇入のない業主、家族従業者
13. 販 売 人	同 上	62 小売店主, 63 卸売店主 (18) 商品販売従業者 (62, 63, 64を除く), (19) 販売類似職業従業者, 56 集金人	雇用者、役員、雇入のない業主、家族従業者
14. 技 能 者	同 上	80 植木職, H 運輸・通借従事者 (98, 100, 101, 109を除く), I 技能工、生産工程業者および単純労働者 (47他に分類されない単純労働者, 226, 227を除く)	雇用者、雇入のない業主、家族従業者
15. 労務業者注2)	同 上	G 採掘・採石業者, L 分類不能の職業, (47) 他に分類されない単純労働者, 109 郵便・電報外務員, 226 土工等, 227 鉄道線路工夫, 284 清掃員	同 上
16. 個人サービス人	同 上	64 飲食店主 K サービス職業従事者 (49) 家事サービス職業従事者, 277, 284を除く。 (49) 家事サービス職業従事者, 277 芸者等	雇用者 雇用者、役員、雇入のない業主、家族従業者 雇用者、役員、雇入のある業主、雇入のない業主、家族従業者
17. 保 安 職	同 上	J 保安職業従事者	雇用者、雇入のない業主、家族従業者
18. 内 職 者	同 上	職業分類のいかんを問わない	家庭内職
19. 学 生 生 徒	通 学 (15歳以上)		
20. 家 事 従 事 者	家 事 (15歳以上)		
21. その他の15歳以上 非就業者	完全失業者 その他		
22. 15歳未満の者			
23. 分類不能注3)		「労働力状態」が不詳の者	

注1) 「職業分類」欄の記号・番号は、本書第21表の表側の職業分類に従っているもので、番号のみを掲げてあるものについては、同表を参照されたい。

注2) 「従業上の地位」欄の不詳の者は、「15労務業者」に分類した。

注3) 「23分類不能」は「総数」に含めて結果表章した。

IX

世帯の種類

世帯は、つぎの2種に区分した。

普通世帯—住居と生計をともにしている人の集まり、または1戸をかまえて住んでいる単身者をいう。ただし単身の住込みの雇い人については、つぎのように取り扱った。

(1) 単身の住込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、6人以上の場合は営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。(調査票では人数に関係なく、住込みの営業使用人は、雇い主の世帯に含めて調査した。)

(2) 単身の住込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含めこれを普通世帯とした。

準世帯—普通世帯を構成する人以外の人またはその集まりをいい、つぎのように区分した。

1人の準世帯—普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者、または下宿屋などに下宿している単身者の1人1人を一つの準世帯とした。

住込の営業使用人の世帯—6人以上の住込みの営業使用人をまとめて一つの準世帯とした。

学校の寄宿舎—学校の寄宿舎で起居をともにし、通学している学生、生徒をその寄宿舎のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

会社などの寄宿舎—会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに、起居をともにしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

病院・療養所—病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者を、原則として病院ごとにまとめて一つの準世帯とした。

社会施設—老人ホーム、母子寮、し体不自由者更生施設などの入所者をその施設のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

矯正施設—刑務所および拘置所の収容者ならびに少年院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

その他—住居不定者や陸上に住所をもたない船舶乗組員など、上記のいずれにもあてはまらない準世帯をいう。

なお、昭和45年国勢調査調査票の世帯の種類の区分においては、普通世帯および準世帯の語を用いず、集計の際に、上の定義に適合するように普通世帯および準世帯に区分した。

世帯人員および親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員である。その場合世帯員とは住居と生計をともにする人である。そのうち世帯主および世帯主と親族関係にある世帯員の数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主またはその配偶者からみて子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父、曾孫、おい、めい、その他これに準ずる人をいう。養子、連れ子、養父母などは、子・父母と同様に考えて親族とした。

家計の収入の種類

世帯の生計を維持するためのおもな収入の種類によって、つぎのように区分した。

家業収入—農家、個人商店などのように、個人経営の事業から得られる収入あるいは自営の医師、弁護士や文筆家などの収入

賃金・給料—会社、団体、官公庁、個人商店などに雇われている人がその勤め先から得ている給料・賞与・役員手当などの収入

内職収入—家庭内職から得ている収入

家賃・地代—家賃、間代、地代、権利金、小作料など所有している土地、家屋の賃貸料などの収入

利子配当—預貯金や貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権や特許権の使用料などの収入

恩給・年金—恩給、退職年金、老齢年金、母子年金、傷害年金、遺族年金などの収入

失業保険—公共職業安定所から受ける失業保険金

生活保護—生活保護法により受ける生活扶助料

仕送り・その他—仕送りとは、別に住んでいる親族または知人からほぼ定期的に送られてくる生計費をいう。上述のいずれにもあてはまらない場合、たとえば、預貯金の引出し、土地売却代金あるいは退職金などの収入は、その他の収入として、ここに含まれる。

世帯の家族類型

普通世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄にもとづいて、つぎのように区分した。

A 親族世帯—世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

B 非親族世帯—世帯主と同居人、家事使用人または営業使用人によって構成されている世帯

C 単独世帯—単身者だけの世帯

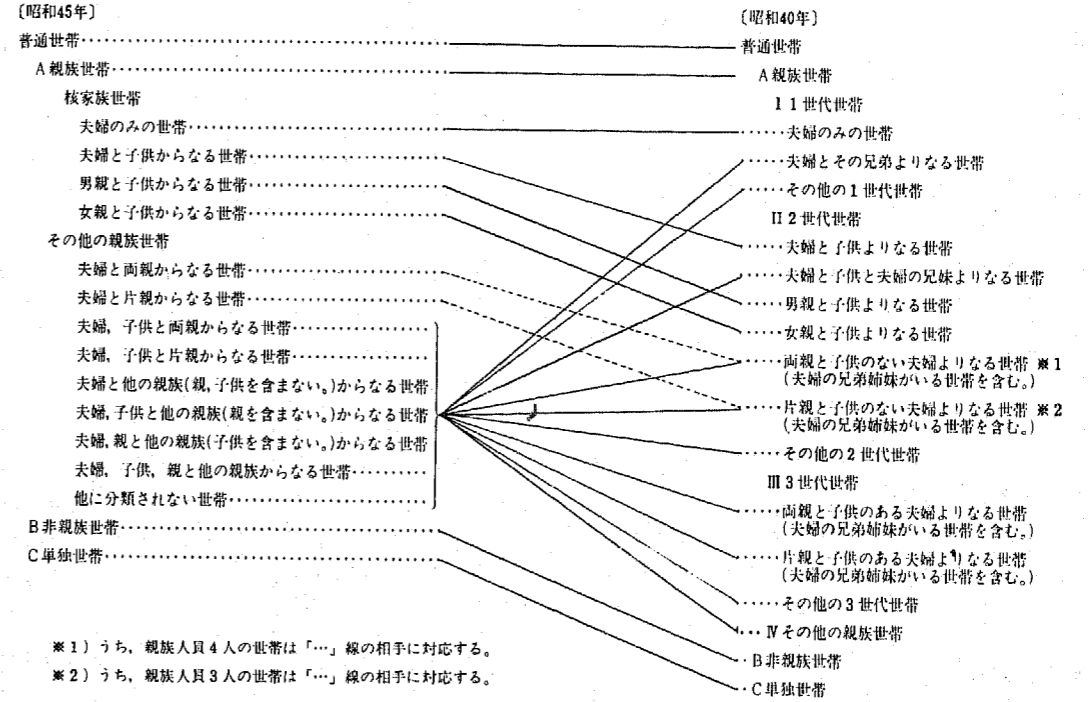
さらに親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係にもとづいて区

X

分した。したがって、たとえば、「夫婦のみの世帯」には夫婦のほか、同居人、家事使用人または営業使用人などの非親族のいる世帯を含む。

昭和45年国勢調査の世帯の家族類型および昭和40年国勢調査の普通世帯の構成ならびに親族世帯の家族構成との比較は、つぎの表4に示すとおりである。

表4 「世帯の家族類型」(昭和45年) および「普通世帯の構成ならびに親族世帯の家族構成」(昭和40年) の比較



世帯の経済構成

普通世帯を、世帯主とその親族の労働力状態、従業上の地位および産業にもとづき、つぎのように区分した。

I 農林就業者世帯—世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

(1) 農林・業主世帯—世帯主が農林漁業の業主

(2) 農林・雇業者世帯—世帯主が農林漁業の雇業者

II 農林・非農林就業者混合世帯—世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

(3) 農林・業主混合世帯—世帯主が農林漁業の業主

(4) 農林・雇業者混合世帯—世帯主が農林漁業の雇業者

(5) 非農林者・業主混合世帯—世帯主が非農林漁業の主

(6) 非農林・雇業者混合世帯—世帯主が非農林漁業の

雇用者

III 非農林就業者世帯—世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

(7) 非農林・業主世帯—世帯主が非農林漁業の業主で親族に雇用者のいない世帯

(8) 非農林・雇業者世帯—世帯主が非農林漁業の雇業者で親族に業主・家族従業者のいない世帯

(9) 非農林・業主・雇業者世帯(世帯主が業主)—世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯

(10) 非農林・業主・雇業者世帯(世帯主が雇業者)—世帯主が非農林漁業の雇業者で親族に業主・家族従業者のいる世帯

IV 非就業者世帯—世帯に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

以上の分類を行なうにあたって、世帯主が就業者でなく、

XI

他の親族に就業者のいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした。また、同居人、家事使用人、営業使用人がいても、その属性は考慮していない。

住居の種類

住居は、普通世帯および1人の準世帯についてつぎの二つに区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、または改造された永続性ある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所つきの住宅もこれに含まれる。

寄宿舍・その他一寄宿舍、寮など生計をともしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、または改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの住宅でない建物をいう。仮小屋、天幕小屋など臨時応急的に造られた住居なども、これに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は住宅に住む普通世帯についてのみ、つぎの五つに区分した。

持ち家—その世帯が所有している住宅をいう。この場合、かならずしも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営借家—その住宅に居住する世帯が借りている住宅が、市町村営住宅、琉球土地住宅公社の賃貸住宅の場合をいう。

民営借家—その世帯が借りている住宅で公営、公団、公社の賃貸住宅、アパートおよび給与住宅でないものをいう。

給与住宅—会社、官公庁、団体などが所有または管理していて、その職員、労務者の職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り—他の世帯の住んでいる住宅(持ち家、公営借家、民営借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合をいう。

室数、畳数

室とは、居住室のことで居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室、ダイニング・キッチン(食堂兼台所)などでその世帯が使用している居住用の室をいう。したがって玄関・台所・便所・浴室・廊下などや店・事務室など営業用に使っている室は、居住室に含めない。

畳数とは、この居住室の畳数をいい、畳のしいてない居住室も畳数に換算して含めた。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、かならずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなった事情にかんがみ、本土においては昭和35年国勢調査ではじめて設定された。沖縄においては今回の調査より設定されたものである。

昭和45年国勢調査人口集中地区の設定にあたっては、

- (1)昭和45年国勢調査調査区を基礎単位地域として
- (2)市町村の境域内で人口密度の高い調査区(人口密度1平方キロメートルあたり4,000人以上)が隣接して
- (3)昭和45年国勢調査により、人口5,000人以上を有する地域を構成する場合、この地域を人口集中地区とした。

人口集中地区の境界を示す地図は、巻末に収録されている。

国勢統計区

従来の国勢調査の主要な結果は、市町村を単位として表章されてきたが、ここ十数年前から促進されてきた市町村合併のため市の境域が広大となり統計表章の単位としては行政上不十分となってきた。そこで今回の国勢調査では、この広大な都市の区域を行政上役立つような統計表章の地域に区分し、これを国勢統計区とした。

この国勢統計区は、つぎのような原則により設定されている。

- (1)原則として人口20万以上の都市(東京都の23区を含む)および人口20万に達しない県庁所在市を対象に設定した。
- (2)昭和44年10月1日現在によって設定した。
- (3)国勢統計区の人口の大きさは、ほぼ1万人程度を標準とし、特殊な地域を除き、最低は5,000人を下回らず、最高は2万人を上回らないことを原則とした。

(4)国勢統計区の境界は、時系列比較を可能なものとするため、長期間変更しないことを原則とした。

国勢統計区に関する統計表は総務省統計局において「昭和45年国勢調査報告第4巻国勢統計区編」として刊行するほか、未収録統計表(「付2本報告に掲載されていない統

計表一覧」参照)として総務省統計局、琉球政府統計庁および市で保管し、一般の利用にも供することにしている。

なお、国勢統計区に関する詳細については、「昭和45年国勢調査報告第4巻国勢統計区編」を参照されたい。